

# 認可保育所整備・運営事業者募集要項 (運営事業者による用地確保型)

令和4年5月

狭山市こども支援部保育幼稚園課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

電話：04-2953-1111

FAX：04-2955-2099

☒：[hoiku@city.sayama.saitama.jp](mailto:hoiku@city.sayama.saitama.jp)

## 目 次

1	公募の趣旨	1
2	公募する事業の内容	1
3	応募資格	2
4	施設整備及び運営等に関する基本的条件	2
5	公募・審査の流れ（予定）	3
6	応募申込書の提出	4
7	質疑及び回答	5
8	事業予定者の選定方法等	6

・ 質疑書

・ 様式類

・ 【参考資料】

◆ 狭山市の教育・保育の提供区域及び待機児童の状況等

## 1 公募の趣旨

狭山市では、多様化する保育環境に対応した保育サービスの向上や、市の待機児童の解消に資するため、第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、認可保育所を整備し、質の高い保育サービスを継続的に提供する事業者を募集します。

## 2 公募する事業の内容

### (1) 開所日

令和6年4月1日

### (2) 施設概要

施設の種別	認可保育所
定員	<ul style="list-style-type: none"><li>・90名程度（0～5歳児クラスまで）</li></ul> 年齢別定員については、具体的な提案を求めます。できるだけ0～2歳児クラスの定員が多くなるようにしてください。また、地域型保育事業所からの転園が可能となるよう、転園となる3歳児の受け皿を5名以上確保してください。 (※最終的な定員の内訳は狭山市と協議し決定します。)
開所時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本開所時間 11時間以上</li><li>・延長保育時間 基本開所時間を超える時間で具体的に提案してください。</li></ul>
休所日	<ul style="list-style-type: none"><li>・日曜日</li><li>・国民の祝日に関する法律に規定する休日</li><li>・1月2日、3日、及び12月29日から12月31日までの日（ただし休日保育の実施を妨げるものではありません。)</li></ul>
実施していただく特別保育対策事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・産休明け保育（生後57日から）</li><li>・延長保育</li><li>・障害児の受入れ</li></ul>

### (3) 募集区域

入曽区域	大字北入曽、大字南入曽、大字水野
------	------------------

※市街化調整区域内の整備は、原則として認められません。

※他の区域を希望する場合は、ご相談ください。

### 3 応募資格

今回の公募に応募できる事業者は、3年以上認可保育所（児童福祉法第35条第4項の規定に基づき都道府県知事の認可を得て設置する保育所をいう。）の運営経験を有する社会福祉法人または学校法人とします。また、税の滞納がないこととします。

※整備予定地は、原則、自己所有としますが、借地（地上権又は賃借権を設定・登記する）でも可能です。借地の場合は、計画書の提出までに地権者の確約を得てください。

### 4 施設整備及び運営等に関する基本的条件

施設整備に関しては、以下の法令等及び条件を遵守するものとします。

(1) 候補者に選定後、近隣住民及び入所予定者への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において対応すること。

(2) 施設整備に当たっては、狭山市と協議を行うとともに、狭山市から指導があった場合には、これに従うこと。

※施設整備に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、建設・外構工事、給水装置の新設等の分担金ほか一切を含む。）は事業者の負担とします。

※当該事業が国の保育所等整備交付金等の対象事業として採択された場合は、補助金が交付されます。ただし、補助金を申請する場合は、補助金の内示前に整備事業に着手することはできません。

(3) 次の事項を遵守して施設整備を行うこと。

ア 周辺環境を考慮し、安全に配慮した保育所として施設整備を行うこと

イ 送迎の際に保護者が一時的に利用する自動車の駐車場及び自転車の駐輪場を確保すること

ウ 屋外遊戯場（運動場）は、定員に対して十分な面積を確保すること

(4) 施設の整備及び運営にあたり、以下の法令等を遵守すること。また、これ

らを所管する関係機関と事前に十分協議を行うこと。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令
- イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ウ 児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）
- エ 狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年狭山市条例第14号）
- オ 都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令
- カ 狭山市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則
- キ 埼玉県福祉のまちづくり条例、埼玉県建築物バリアフリー条例
- ク その他関係法令等

(5) 本公募に基づいて整備する施設は、狭山市がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、転貸、転売を禁止するものであり、継続して事業を実施すること。

(6) 地域との関わり、地域への貢献を十分考慮し、地域の方々に保育所運営への理解を深めてもらうよう努めること。

## 5 公募・審査の流れ（予定）

以下のスケジュールで進める予定です。

	内 容	時 期
①	募集要項の公表	令和4年5月17日
②	募集要項配付期間	令和4年5月17日～ 令和4年7月22日
③	質疑受付	令和4年7月25日～ 令和4年7月26日午後5時まで
④	質疑回答（ホームページ掲載）	令和4年8月4日～ 令和4年8月19日
⑤	応募申込書事前審査期間	令和4年8月8日～ 令和4年8月10日
⑥	応募申込書提出期間	令和4年8月17日～ 令和4年8月19日午後4時まで
⑦	一次審査期間	令和4年8月22日～ 令和4年8月31日
⑧	二次審査期間	令和4年10月3日～

	※一次審査を通過した申込者に対し、右記の期間の中で実施予定（1時間程度）	令和4年10月5日頃
⑨	事業予定者の決定・公表	令和4年11月上旬
⑩	認可保育所の整備及び運営に関する協定書の締結	令和4年12月上旬
⑪	認可保育所開園	令和6年4月1日

## 6 応募申込書の提出

本公募の申込みを希望する事業者（以下「応募者」という。）は、令和4年8月8日～8月10日に実施する前頁の⑤の応募申込書事前審査を経て、応募申込書及び次に掲げる書類を提出してください。事前審査を受けない場合には、申込みできません。

該当する書類がない場合は、その理由書を代わりに提出してください。

※前頁の⑤応募申込書事前審査では、応募申込様式及び提出書類等について、簡単に内容等を審査させていただきます。必ず事前に狭山市保育幼稚園課へ電話で予約をしてから御来庁ください。なお、予約がない場合は受付できません。

### （1）提出書類

- ① 応募申込書【様式1】
- ② 法人定款
- ③ 法人代表者の印鑑証明書（3ヵ月以内に発行されたもの）
- ④ 法人登記履歴全部事項証明書（3ヵ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 法人の概要書（沿革、保育事業参入歴等がわかるもの）
- ⑥ 事業報告書・決算書類（収支計算書、貸借対照表、財産目録等 直近2年分）
- ⑦ 納税証明書（その3の3）、県税に滞納額がないことの証明書、市税に滞納額がないことの証明書
- ⑧ 法人運営に関する基本的な考え方【様式2】
- ⑨ 認可保育所運営にあたっての考え方【様式3】
- ⑩ 認可保育所運営実績【様式4】
- ⑪ 現在運営している認可保育所の概要【様式5】
- ⑫ 現在運営している認可保育所の指導監査結果（直近のもの）
- ⑬ 現在運営している認可保育所の第三者評価結果（直近のもの）
- ⑭ 現在運営している認可保育所のしおり・入所案内のパンフレット、重要事項説明書等
- ⑮ 現在運営している認可保育所の園規則

- ⑯ 現在運営している認可保育所の職員状況調査票【様式6】
  - ⑰ 計画概要書【様式7】
  - ⑱ 開設までのスケジュール（設計、施工、工期、職員採用、研修等）
  - ⑲ 園舎整備計画書（配置図、平面図、施設概要、資金計画）  
（⑱⑲は自由様式とします。）
- ※①以外の書類は写しで結構です。

(2) 提出部数

- ア 正本1部、副本8部
- イ 提出書類は、ファイル（A4・縦型・左綴り）で書類No.順に綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、書類No.ごとに右端にインデックスを付して提出してください。

(3) 提出日時及び場所（必ず事前審査を受けてから提出してください。）

- ア 提出日時  
令和4年8月17日（水）から令和4年8月19日（金）  
午前9時30分から午後4時まで ※要予約
- イ 提出場所  
狭山市入間川1丁目23番5号  
狭山市こども支援部保育幼稚園課施設支援・指導担当（狭山市役所1階）  
電話：04-2953-1111（内線1542）

(4) 提出書類の取り扱い

- ア 提出していただいた書類は一切返却しません。
- イ 提出していただいた書類は、狭山市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります（原則として、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報を除きます）。

(5) 費用負担

本公募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

**7 質疑及び回答**

本公募に関する質疑は、次のとおり受け付けます。

(1) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添「質疑書」に記載のうえ、FAX若しくは

直接持参してください。(FAX送付の際、事前に電話にて連絡をお願いします。)

これ以外の方法(電話、来庁等)による質疑応答は行いません。

(2) 質疑受付期間

令和4年7月25日(月)から令和4年7月26日(火)午後5時まで

(3) 受付場所

〒350-1380

狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市こども支援部保育幼稚園課施設支援・指導担当(狭山市役所1階)

FAX: 04-2955-2099

(4) 回答の方法

受け付けた質疑に対する回答は、令和4年8月4日(木)から令和4年8月19日(金)の間、狭山市ホームページに掲載します。質問者に対する個別回答は行いません。

回答については、質疑のあった法人名等は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては回答しない場合があります。

**8 事業予定者の選定方法等**

(1) 選定方法

事業予定者の選定は、提出していただいた書類により、狭山市が設置する事業者選定委員会において審査後、最終的に狭山市長が決定します。

ア 一次審査：書類審査

【令和4年8月22日～令和4年8月31日】

イ 二次審査：プレゼンテーション及びヒアリング審査

【令和4年10月3日～令和4年10月5日頃を予定】

※二次審査は一次審査を通過した上位事業者を対象に実施します。

※1事業者1時間程度を予定しています。

(2) 選定基準

下記の事項を重視して審査を行います。

ア 組織運営

法令等の基準に基づく適切な組織運営、事業内容について理解と熱意、過去の指導監査等の状況

イ 財政運営



法人としての財政・収支状況、継続的に安定的な事業運営が図られるか  
ウ 事業運営

保育所認可を受ける見込みがあること、法令等の各種基準その他要件を満たしているか

エ 事業計画

施設整備の見通しが確実であること、将来を見通した計画であること

オ その他

- ① 狭山市内で認可保育所等を運営している法人
- ② 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、質の高い保育サービスが継続的に実施されるか
- ③ 狭山市の保育行政を理解し、運営において積極的に本市に協力する事業者であること

(3) 選定結果

選定結果については、応募者へ令和4年11月上旬を目途に通知します。

(4) 結果の公表

結果公表については、狭山市ホームページに掲載します。

応募者又は第三者から情報公開を求められた際は、狭山市情報公開条例に基づき提出書類を公表する場合がありますので、予めご了承ください。

(5) その他

- ① 事業予定者決定後の計画変更は原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるものや施設整備の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認める場合があります。
- ② 事業予定者決定後でも法令等により事業計画の実現が見込まれないなど、施設整備・運営が困難と狭山市が判断した場合や計画が著しく変更された場合には事業予定者としての決定を取り消すことがあります。また、事業予定者の都合により計画を取り下げる等、いずれの場合であっても次点の事業者を繰り上がり決定事業予定者とします。

# 質 疑 書

令和 年 月 日

狭山市長

所在地  
法人名  
代表者氏名

## 【質疑事項】

項 目	募集要項関連項目 (頁) (行)
内 容	

※質疑事項については、1項目1枚とし、できるだけ簡素にまとめてください。

担当者連絡先 所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

【様式1】

令和 年 月 日

## 応 募 申 込 書

狭山市長

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

㊟

### 【事務担当者】

所 属

氏 名

電話番号

メールアドレス

このことについて、「認可保育所整備・運営事業者募集要項」の趣旨を踏まえ、応募します。

応募に関しては、募集要項その他狭山市の指示を遵守し、事業者に決定した場合は、誠意をもって事業を運営していくことを誓約します。

### 記

1 提出書類 正本1部、副本8部

【様式2】

法人運営に関する基本的な考え方

項 目	内 容
1 設立の目的 ・趣旨	
2 法人の経 営・運営に 関する理念	
3 理念を具現 化するため の方策	(実施していること)
4 新園設置計 画を進める 法人内の計 画推進体制	(事務手続き、運営、整備手続き等をどのような体制で行うか)
5 今後の長期 計画	(新設や大規模修繕、運営に関することなど、法人運営の今後の計画や目標、 方向性について)

【様式3】

認可保育所運営にあたっての考え方

計画地において整備・運営する認可保育所についての考え方を、これまでの既存園での取組実績や計画地に整備する保育所の運営計画等を記入してください。記入欄は適宜広げて記入してください。

- 1 新たな認可保育所運営にあたっての基本的な方針や目標

--

- 2 定員設定に関する考え方

--

- 3 職員育成の考え方、研修計画、健康管理

--

- 4 園児の健康・保健衛生管理、疾病、安全管理等の対応（与薬のルール等含む）

--

- 5 給食、食育の考え方、食物アレルギーへの対応について

--

6 保護者負担費用について（保育料以外の内容・金額・徴収方法など）

--

7 障害児受入の実施についての基本理念

--

8 配慮を要する園児の保育、また家庭への支援に対する考え方、体制

--

9 地域社会との交流や連携に対する考え方

--

10 園舎建設にあたっての近隣住民への配慮、周辺道路の路上駐車対策

--

11 法人独自提案、その他（特にアピールしたいことがあれば記入してください）

--

【様式4】

認可保育所運営実績

所在地

法人名

・認可保育所の運営状況についてすべて記載してください。

施設名	( <input type="checkbox"/> 民設民営 <input type="checkbox"/> 公設民営 )							
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	開所時間
定員(人)								: ~ :
開設年月日				所在地 (市区町村名)				

施設名	( <input type="checkbox"/> 民設民営 <input type="checkbox"/> 公設民営 )							
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	開所時間
定員(人)								: ~ :
開設年月日				所在地 (市区町村名)				

施設名	( <input type="checkbox"/> 民設民営 <input type="checkbox"/> 公設民営 )							
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	開所時間
定員(人)								: ~ :
開設年月日				所在地 (市区町村名)				

施設名	( <input type="checkbox"/> 民設民営 <input type="checkbox"/> 公設民営 )							
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	開所時間
定員(人)								: ~ :
開設年月日				所在地 (市区町村名)				

施設名	( <input type="checkbox"/> 民設民営 <input type="checkbox"/> 公設民営 )							
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	開所時間
定員(人)								: ~ :
開設年月日				所在地 (市区町村名)				

【様式5】

現在運営している認可保育所の概要

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員(人)							
施設名称				運営種別	<input type="checkbox"/> 民設民営 <input type="checkbox"/> 公設民営		
所在地				基本開所時間	:	~	:
開設年月日				延長保育時間	:	~	:
					:	~	:
職員配置	区 分	配置基準		職員数	備考		
	施設長	/					
	主任保育士	/					
	0歳児クラス保育士	3 : 1 = 人					
	1歳児クラス保育士	4 : 1 = 人					
	2歳児クラス保育士	6 : 1 = 人					
	3歳児クラス保育士	15 : 1 = 人					
	4歳児クラス保育士	30 : 1 = 人					
	5歳児クラス保育士	30 : 1 = 人					
	看護師・保健師等 (資格名)	/		( )			
	栄養士	/					
	調理職員	/					
	嘱託医 (診療科名：内科・歯科)	/		( )			
	業務員	/					
	事務員	/					
その他	/						

※本計画において整備を想定する保育園の規模、定員、運営種別、運営形態に比較的近い1園について記入してください。提出書類⑪～⑬は、この様式に記入した保育所のものについて記入してください。

※職員数は常勤換算値としてください。



【様式6】

現在運営している認可保育所の職員状況調査票

施設名称		運営種別	
------	--	------	--

No.	職 種	担当職務内容	年齢	資格免許の種類	種別	勤続年数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

- ・職種：施設長、保育士、看護師、栄養士、調理、用務、事務等を記入。
- ・担当職務内容：施設長、主任、●歳児クラス担当等を記入。
- ・年齢：令和4年4月1日現在で記入。
- ・資格免許の種類：保育士、看護師、栄養士、調理師等を記入。
- ・勤続年数：令和4年4月1日現在で記入。
- ・種別：常勤（正規職員）、非常勤、アルバイト等を記入。
- ・行が不足する場合は2枚目以降にNo.21 から付番し、上記内容で作成する。

【様式7】

計 画 概 要 書

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
定員 (人)							
施設名称				運営種別	民 設 民 営		
所在地				基本開所時間	:	～	:
開設年月日				延長保育時間	:	～	:
					:	～	:
職員配置	区 分	配置基準	職員数	備 考			
	施 設 長						
	主 任 保 育 士						
	0歳児クラス保育士	3 : 1 = 人					
	1歳児クラス保育士	4 : 1 = 人					
	2歳児クラス保育士	6 : 1 = 人					
	3歳児クラス保育士	15 : 1 = 人					
	4歳児クラス保育士	30 : 1 = 人					
	5歳児クラス保育士	30 : 1 = 人					
	看護師・保健師等 (資格名)			( )			
	栄 養 士						
	調 理 職 員						
	嘱 託 医 (診療科名：内科・歯科)			( )			
	業 務 員						
事 務 員							
そ の 他							
建築概要	構 造	造	階 数	階建			
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	延 床 面 積	m <sup>2</sup>			
	工 事 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (工期： 年 ヲ月)					

※職員数は常勤換算値としてください。

## 【参考資料】

### 狭山市の教育・保育の提供区域及び待機児童の状況等

#### 1 狭山市子ども・子育て支援事業計画における『教育・保育の提供区域』

狭山市では狭山市子ども・子育て支援事業計画において、『教育・保育の提供区域』を以下のとおり設定し、教育・保育の量に基づき、教育・保育の提供体制の確保策を定めています。

##### 1. 入間川・狭山台区域

沢、狭山、入間川、入間川1～4丁目、鶉ノ木、稲荷山1・2丁目、祇園、中央1～4丁目、富士見1・2丁目、狭山台1～4丁目

##### 2. 入曽区域

大字北入曽、大字南入曽、大字水野

##### 3. 堀兼・奥富・新狭山区域

大字堀兼、大字上赤坂、大字中新田、大字青柳、大字加佐志、大字東三ツ木、大字上奥富、大字下奥富、大字柏原新田、新狭山1～3丁目

##### 4. 柏原・水富区域

柏原、大字上広瀬、大字下広瀬、広瀬1～3丁目、広瀬東1～4丁目、つつじ野、根岸1・2丁目、広瀬台1～3丁目、大字笹井、笹井1～3丁目

※今回の募集区域は、入曽区域です

2 待機児童の状況と教育・保育の提供体制の確保の状況

○狭山市全体の待機児童の推移

単位：人

時点	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3.4月	2	11	3	3	0	0	19
4.3月	60	28	14	11	7	3	123
4.4月	0	6	3	1	2	0	12

○入曽区域における待機児童の推移

単位：人

時点	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3.4月	0	2	0	0	0	0	2
4.3月	11	6	5	1	1	0	24
4.4月	0	2	3	0	0	0	5

○狭山市全体の教育・保育の提供体制の確保状況の推移

単位：人

時点	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3.4月	251	379	454	465	486	490	2,525
4.3月	251	379	454	465	486	490	2,525
4.4月	257	391	466	485	506	510	2,615

※ 入所の円滑化（定員の弾力化）により年度当初から施設基準を満たす範囲で定員を超えて入所している状況があります。

○入曽区域における教育・保育の提供体制の確保状況の推移

単位：人

時点	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3.4月	56	79	94	96	105	107	537
4.3月	56	79	94	96	105	107	537
4.4月	56	79	94	96	105	107	537

※ 入所の円滑化（定員の弾力化）により年度当初から施設基準を満たす範囲で定員を超えて入所している状況があります。